

有料道路通行料割引の手続きはお済みですか？

【対象者】

- ①障害者ご本人が運転される場合
⇒身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
⇒身体障害者手帳又は知的障害者(療育)手帳の交付を受けている方のうち、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の方

※その他対象自動車の要件等もありますので、詳しくは阿蘇市福祉事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先

阿蘇市福祉事務所(福祉課) Tel: 22-3145

阿蘇市福祉事務所へ申請

- ※必要なもの
- ・障害者手帳
- ・登録する自動車の車検証
- ・運転する方の免許証



障害者手帳に登録事項を記載



有料道路を通行

料金所係員に手帳を呈示してください。通行料金の半額が割引されます。

※従前の「割引証」は使用できません。

国民年金係からのお知らせ

熊本年金電話相談センターの番号が変わります！

年金請求などの年金相談：(0570)05-1165

年金をお受けになっている方の年金相談：(0570)07-1165

◎受付時間はどちらもAM8:30～PM5:00です。

(土・日・祝日を除く)

◎国際電話、衛星電話、PHSやIP電話など電話機によってはご利用できない場合があります。

◎通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

ご存知ですか？

10月1日に「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(Agreement between Japan and the United States of America on Social Security)が発効になりました。これにより、日米両国での年金・医療制度の二重加入が解消され、日米両国の年金加入期間を通算し、年金保険料の掛け捨てを防止します。アメリカの年金制度に加入した期間を持っている方や、日米両国の年金・医療保険制度に加入している方でご相談のある方は、熊本東社会保険事務所へお問い合わせください。

熊本東社会保険事務所 Tel 096-367-2500

このような制度は、ドイツ・イギリス・韓国ではすでに協定されています。

問合せ先 阿蘇市役所市民課 国民年金係
Tel: 22-3135

地域安全ニュース

～阿蘇警察署・阿蘇地区防犯協会連合会～

年末年始スキなく備えて 犯罪や事項を防止しましょう

年の暮れは、どこの家庭や職場でも正月を迎える準備等の気ぜわしさから、「心にスキ」ができやすく、各種犯罪の被害が心配されます。

阿蘇警察署では、年末年始における各種犯罪や事故の未然防止を図るため、12月1日(木)～1月3日(火)に特別警戒活動を実施します。

最近、阿蘇警察署管内で「車上ねらい」「自動車盗」相次いでいます。被害にあわないよう、車から離れる場合は必ずカギをかける・貴重品を車内に置かないなど、最低限のてだては打っておきましょう!!



阿蘇警察署 Tel: 22-5110